

伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業 基本協定書（案）

伊丹市上下水道局（以下「発注者」という。）と〔 〕（〔構成企業のすべてを列举する。〕）（以下個別に又は総称して「受注者」といい、〔代表企業名称〕を「代表企業」という。）との間で、伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 発注者及び受注者は、次の各事項を目的として本協定を締結する。

- （1）本事業に関して公表された実施方針、募集要項、要求水準書その他の付属書類及び事業者からの質疑に対する回答書（以下それぞれ「実施方針」「募集要項」「要求水準書」「質問回答書」という。）並びに本事業に係る事業者提出資料（本事業に係る提案書を含み、以下「事業者提出資料」という。）に基づき、本事業の受注者として選定されたことを確認すること（実施方針、募集要項、要求水準書、質問回答書、事業者提出資料を総称して「要求水準書等」という。）。
- （2）以下の各契約の締結に向けた発注者及び受注者の義務を定めること。
 - ア 発注者及び受注者が締結することを予定している設計業務に係る業務委託契約（以下「設計契約」という。）
 - イ 発注者及び受注者が締結することを予定している建設工事施工業務に係る工事業務委託契約（以下「工事契約」といい、設計契約と総称して、「事業契約」という。）
- （3）本事業の円滑な実施等に必要な発注者及び受注者の協力義務及び諸手続きその他必要な事項について定めること。

（発注者及び受注者の義務）

第2条 発注者及び受注者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 受注者は、本事業の公募手続における発注者及び「伊丹市上下水道局〇〇事業者選定委員会」の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（共同企業体の結成）

第3条 本事業の実施に当たり、設計共同体もしくは特定建設工事共同企業体を形成する受注者は、事業契約の締結に先立ち、受注者が本事業を応募するに当たって、発注者に対して提出した応募資格審査書類その他の事業者提出資料、必要な設計共同体や特定建設工事共同企業体を結成するものとし、これらの結成及び運営に関し、協定書（以下「企業協定書」という。）を締結の上、これを維持するものとする。

（企業協定書の変更等）

第4条 受注者は、本協定の締結後速やかに、企業協定書の写しを発注者に対して提出するものとする。その後、企業協定書のいずれかを変更したときには、受注者は、速やかに変更後の企

業協定書又は変更のための覚書、その他の契約書の写し若しくはその他の変更内容を証する書面を発注者に対して提出するものとする。

(本事業の実施)

第5条 受注者は、本事業に関し、代表企業又は企業協定書で定めた各構成企業の担当する業務を実施させるものとする。

2 受注者は、自己が実施を担当する業務を誠実に遂行するものとする。

(受注者の相互協力義務)

第6条 受注者は、構成企業の種別を問わず、本事業の全部につき、その円滑な実施のため、本協定の有効期間において相互に誠実に協力しなければならない。

(事業期間)

第7条 本事業の事業期間（以下「事業期間」という。）は、設計契約の契約締結日から工事契約（工区ごとに締結する場合は最終の工区に係る工事契約）の有効期間満了日までとする。

(事業契約の締結)

第8条 発注者及び受注者は、令和9年度3月末を目途として、設計契約を締結するものとする。

2 発注者及び受注者は、事業者提出資料に記載した時期を目途として、本協定、要求水準書等及び設計契約に基づき作成された設計成果物に従い、工事契約を締結するものとする。なお、受注者は、工事契約を、要求水準書等に定める建設工事施工業務の対象施設のすべてについて締結するものとし、対象施設の一部について工事契約の締結を拒むことはできないものとする。

(準備行為)

第9条 受注者は、事業契約締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で受注者に対して協力するものとする。

(事業契約の不調)

第10条 事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、すでに発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、令和 年 月 日までに受注者が、正当な理由なく事業契約を締結しない場合、又は正当な理由なく事業契約を締結しない意向を発注者に明示的若しくは黙示的に通知した場合、当該正当な理由なく事業契約を締結しない者は、事業者提出資料に記載されている本事業に係る金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に対して直ちに支払うものとする。

(予定協力企業との契約不締結)

第10条の2 受注者が事業者提出資料において工事契約の協力企業と記載した者（以下「予定協力企業」という。）について、事業者提出資料の提案内容に応じた合理的な時期までに予定協力企業との間で契約を締結しなかった場合、事業者提出資料に記載された建設工事施工業務に係る金額の総額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に対して直ちに支払うものとする。ただし、当該契約の不締結が、受注者の責めに帰すべき事由によるものでないことを受注者が証明した場合は、この限りでない。

（統括責任者の配置）

第11条 代表企業は、要求水準書等に従い、本事業の事業期間を通じて設計から建設に至る事業全体の業務の総合的な調整及び連絡窓口となる統括責任者を配置する。

2 統括責任者は、事業全体の連絡窓口であるが、事業期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、設計及び建設のそれぞれに連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期限は、本協定が締結された日を始期とし、受注者による本事業に関する履行が完了する最も遅い日を終期とし、発注者及び受注者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約のいずれもが締結に至らなかった場合には、当該事業契約の締結が不調に終わったことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。

3 前2項の定めにかかわらず、設計契約締結後、工事契約が対象施設のいずれについても締結されなかった場合においても、本協定のうち、設計契約に関する部分は受注者による設計契約に基づく履行が完了するまで有効に存続する（ただし、設計契約が、当該契約の定めに従って終了した場合を除く）ものとする。また、設計契約締結後、工事契約が対象施設の一部にしか締結されなかった場合は、本協定のうち、設計契約に関する部分は受注者による設計契約に基づく履行が完了するまで（ただし、設計契約が、当該契約の定めに従って終了した場合を除く）、工事契約に関する部分は既に締結済みの工事契約に基づく履行が完了するまで有効に存続する。

4 前3項の定めにかかわらず、本協定の終了後も、第10条、第13条第2項及び第14条から第16条の定めは有効に存続するものとする。

（発注者の解除権）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 受注者（受注者が設計共同体や特定建設工事共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時測量、建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者、常時建設工事の業務委託契約を締結する事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ) 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (2) 本事業に関して、次のいずれかに該当するとき。
- ア) 公正取引委員会が、受注者のいずれかに違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - イ) 公正取引委員会が、受注者のいずれかに違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む）の規定により課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - ウ) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人）のいずれかが刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む）したとき。
- 2 前項の規定により本協定が解除された場合、発注者は受注者に対し、解除により被った損害として、事業者提出資料に記載されている本事業に係る金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償請求することができるものとする。なお、受注者は解除により損害が発生したとしても、発注者に損害賠償請求をすることができないものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 14 条 発注者及び受注者は、相手方の事前の承諾なく本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（秘密保持義務）

第 15 条 発注者及び受注者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し責任をもって管理し、本協定及び本事業の履行以外の目的でかかる秘

密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに秘密情報を第三者に開示してはならない。また、発注者及び受注者は、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的に秘密情報を使用してはならない。

2 以下の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報
- (4) 発注者及び受注者が、前項に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者が守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合
- (5) 発注者が議会に開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知りえた行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができるものとする。

5 受注者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取り扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規程を遵守するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、神戸地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第17条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書を 2 通作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

伊丹市昆陽 1 丁目 1 番地 2

伊丹市上下水道局

伊丹市上下水道事業管理者 大西 俊己

受注者

〔代表企業〕

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

〔構成企業（ 企業）〕

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

〔構成企業（ 企業）〕

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印